

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百五十二の項中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同表百五十四の項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同表百五十五の項中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同表百五十九の項中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同表百六十一の項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同表百六十二の項中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同表百六十三の二の項中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同表百六十三の四の項中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同表百六十三の五の項中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。